

自治選 第 2 号

平成元年 2月13日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

自治省選挙部長

昭和天皇の崩御に際会して行われる恩赦と
選挙事務の取扱いについて（通知）

2月24日をもって大赦令（平成元年政令第27号）及び復権令（平成元年政令第28号）が施行されるほか、特別の基準を設けて特赦等が行われることとなったが、これらの措置により選挙権及び被選挙権を回復する者があるので、この取扱いについては、特に下記の諸点にご留意願うとともに、貴管下市町村の選挙管理委員会にもすみやかに通知されたい。

記

1. 復権令による復権

(1) 復権令に基づいて復権する者の範囲は、別紙復権令に規定する要件に該当する者であるが、該当者は政令の規定により公職選挙法（以下「法」という。）第252条の規定によって停止されていた資格（選挙権及び被選挙権）を当然に回復されることとなる。

(2) (1)により資格を回復した者に対しては、恩赦事務を行う検察官から、別記様式により、その旨通知されることとなっている。

(3) (1)により資格を回復した者から恩赦法施行規則第15条の規定による復権証明の申出があったときは、(2)の通知を行った場合においても、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁（以下「対応検察庁」という。）の検察官から復権証明書が交付されることとなっている。

(4) 復権令により資格を回復した者については、対応検察庁の検察官より、その恩赦事項を本籍地の市町村長に通知することとされている。

(5) 復権の効力は、将来に向かって生ずるのみで、有罪の言渡しに基づく既成の効力は、変更されるものではない（恩赦法11）。

(6) 選挙に関して注意すべき事項

復権令による選挙人の資格の回復は、本籍地の市町村に対する照会によっても知ることができる建前ではあるが、今回の復権については(4)による本籍地の市町村長への通知がおくれることが予想されるので、選挙事務の取扱いにあたっては、次に掲げる措置によることとされたい。

ア 復権令により資格を回復した者は、すべて本人に対して復権通知書が発せられ、また、(3)により復権証明書の交付を受けることができるので、投票当日投票の際に選挙権の回復を申し立てた者に対しては、これらの書面の提示を求め、それらに基づいてそれぞれ処

理すること。

イ 投票当日、既決犯罪により選挙人名簿に表示されている選挙人が、復権通知書又は復権証明書を持参することなく投票に来た場合は、その理由をたまたうえ返投票をさせ、開票管理者が当該返投票の受理、不受理を決定する時刻までに選挙管理委員会において、最寄りの地方検察庁に依頼して調査した結果、当該選挙人が資格を回復した事実を確認したときは、その投票を受理する取扱いとすること。

ウ 候補者の被選挙権の認定にあたっては、ア及びイの手續きに準じて措置すること。

2. 個別恩赦

個別恩赦には、特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権があり、それぞれ恩赦状が下付されることとなっている。

選挙事務の取扱いにあたって、法第111条又は神祇の復権に伴う特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）第153条の規定により選挙権及び被選挙権を制限されていた者が、特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権があったことによる選挙権又は被選挙権の回復を申し立てた場合には、前記恩赦状の呈示を求めるとともに、同一人に関し法第111条又は特別措置法第153条に該当する事由が他にないかどうかについて調査すること。この場合における調査は、1(6)イに掲げる方法によること。

3. その他

今回の大赦令に基づくと選挙権及び被選挙権を回復される者はないと見込まれる。

復権通知書様式

復権通知書

様

(本 籍)

(生年月日)

年 月 日

あなたは、平成元年2月13日政令第28号復権令により、
 有罪の言渡しを受けたため法令の規定により喪失し又は停止さ
 れている資格を同年 月 日をもって回復したので、通知
 します。

平成元年 月 日

検察庁

検察官 検事

復権令要綱

第一 罰金に処せられた者で、次に掲げるものは、法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復する（以下「復権する」という。）。（第二條関係）

一 昭和六十四年一月七日（以下「基準日」という。）の前日までに罰金を完納した者（政令施行の日において復権する。）

二 基準日の前日までに罰金の一部又は全部を納めていない者で、平成元年五月二十三日までに罰金を完納し、他に罰金に処せられていないもの（罰金完納が政令施行の日の前日までに行われた場合は政令施行の日において、それ以降の場合は罰金完納の翌日において、それぞれ復権する。）

三 基準日の前日までに判決の宣告（略式命令の異議を含む。）

を受け、平成元年五月二十三日までに罰金を完納した者で、他に罰金に処せられていないもの（右二に同じ。）

第二 禁錮以上の刑に処せられた者で、刑の執行終了後基準日の前日までに五年以上を経過したものは、政令施行の日において、復権する。（第二條関係）

第三 罰金及び禁錮以上の刑に処せられた者は、罰金については第一の、禁錮以上の刑については第二の、いずれの要件にし該当する場合に限り、復権する。（第三條関係）

第四 この政令の施行期日は、平成元年二月二十四日とする。（附則関係）

政令第二十八号

復権令

内閣は、恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、昭和六十四年一月七日（以下「基準日」という。）の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得たものは、この政令の施行の日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止させられている資格を回復する。

2 基準日の前日までに一個又は二個以上の略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪の一部又は全部について罰金に処せられ

た者で、基準日から平成元年五月二十三日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得たものは、基準日からこの政令の施行の日の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た場合にあってはこの政令の施行の日において、この政令の施行の日から平成元年五月二十三日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た場合にあってはその執行を終わり又は執行の免除を得た日の翌日において、それぞれその罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止させられている資格を回復する。ただし、他に罰金に処せられているときは、この限りでない。

第二条 一個又は二個以上の裁判により禁錮以上の刑に処せられた者で、その全部の刑の執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに五年以上を経過したものは、この政令の施行の日において、その

禁錮以上の刑に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復する。

第三条 一個又は二個以上の裁判により罰金及び禁錮以上の刑に処せられた者は、罰金については第一条の、禁錮以上の刑については前条の、いづれの要件にも該当する場合に限り、復権する。

附 則

この政令は、平成元年二月二十四日から施行する。

昭和天皇の崩御に際会して行う特別恩赦基準

(趣旨)

- 一 昭和天皇の崩御に際会し、内閣は、この基準により特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権を行うこととする。

(対象)

- 二 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権は、昭和六十四年一月七日(以下「基準日」という。)の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第四項及び第五項においてそれぞれただし書をもって定める場合は、その定めによるものとする。

(出願又は上申の手続)

- 三 一 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権については、本人の出願を待って行うものとし、本人は、平成元年二月二

十四日から同年五月二十三日までに刑務所(少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。)若しくは保護観察所の長又は検察官に対して出願をし、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官は、同年八月二十三日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。ただし、前項ただし書に係る場合については、同日までに出願をし、同年十一月二十四日までに上申をすることができるものとする。

- 二 前号の定めは、この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権について、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官の職権による上申を妨げるものではない。この場合の上申期限は、同号に定めるところによる。

(特赦の基準)

- 四 特赦は、基準日の前日までに刑に処せられた次に掲げる者のうち、犯

情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に赦免することが相当であると認められる者について行う。ただし、第7号及び第8号に掲げる者については、同日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者に対しても、特にこの基準による特赦を行うことができるものとする。

1 大赦令（平成元年政令第二十七号）第一条に掲げる罪を犯した者で、同令第二条により赦免を得ないもの。ただし、他の罪の罪質が軽微である場合に限る。

2 大赦令第一条に掲げる罪と他の罪との併合罪につき併合して一個の刑に処せられた者で、他の罪が同条に掲げる罪に付随して犯され、その罪質が軽微であるもの。

3 少年のとき犯した罪により刑に処せられ、基準日の前日までにその執行を終わり又は執行の免除を得た者

4 基準日において七十歳以上の者で、有期刑に処せられ、基準日の前日までに刑期の二分の一以上その執行を受けたもの

5 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに五年以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となっている者

6 有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の二分の一以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となっている者

7 有期刑に処せられた者（刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定め

る罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）のうち、社会のために貢献するところがあり、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となっている者

8 罰金に処せられ、その執行を猶予された者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者のうち、その刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となっている者

（特別減刑の基準）

五 特別減刑は、基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に減刑することが相当であると認められる者について行う。ただし、別に掲げる者については、同日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け

、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者に対しても、特にこの基準による減刑を行うことができるものとする。

（一）少年のとき犯した罪により有期刑に処せられ、その執行を終わっていない者又は執行の免除を得ていない者（執行猶予中の者を除く。）で次に掲げるもの

（1）法定刑の短期が一年以上に当たる罪を犯した場合は、基準日の前日までに刑期の二分の一以上その執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の二分の一以上その執行を受けた者）

（2）その他の場合は、基準日の前日までに刑期の三分の一以上その執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の三

分の一以上その執行を受けた者)

② 少年のとき犯した罪により有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の三分の一以上を経過した者

③ 基準日において七十歳以上の者のうち、刑の執行を終わっていない者又は執行の免除を得ていない者(執行猶予中の者を除く。)で次に掲げるもの

(1) 有期刑に処せられ、基準日の前日までに刑期の三分の一以上その執行を受けた者

(2) 無期刑に処せられ、基準日の前日までに十年以上その執行を受けた者

④ 有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにそ

の猶予の期間の三分の一以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的生活上の障害となっている者

⑤ 有期刑に処せられた者(刑法の罪(過失犯を除く。)、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。)で、その執行を終わっていないもの又は執行の免除を得ていないものうち、その刑に処せられたことが現に公共的生活上の障害となっているもの

2 減刑は、次の例による。

(1) 無期懲役は、十五年の有期懲役とし、無期禁錮は、十五年の有期禁錮とする。

(2) 有期の懲役又は禁錮については、次の例により刑期を変更する。

(1) 基準日において七十歳以上の者の場合にあつては、刑期の三分

の一を超えない範囲で、その刑を減ずる。

(2) その他の者の場合にあっては、刑期の四分の一を超えない範囲で、その刑を減ずる。

(3) 不定期刑については、短期及び長期については(2)の例による。
(4) 懲役又は禁錮について言い渡された執行猶予の期間は、その四分の一を超えない範囲で短縮する。

(刑の執行の免除の基準)

六 刑の執行の免除は、基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に刑の執行の免除をすることが相当であると認められる者について行う。

1 病氣その他の事由により基準日までに長期にわたりその刑の執行を停止されている者で、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められるもの

2 基準日において七十歳以上の者で、仮出獄を許されてから基準日の前日までに二十年以上を経過したもの

(特別復権の基準)

七 特別復権は、基準日の前日までに、一個若しくは二個以上の裁判により禁錮以上の刑に処せられ又は一個若しくは二個以上の裁判により罰金及び禁錮以上の刑に処せられて禁錮以上の刑につきその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格、行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に復権することが相当であると認められる者について行う。

1 禁錮以上の刑につきその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た

日から基準日の前日までに三年以上を経過し、刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となっている者

2 社会のために貢献するところがあり、かつ、刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となっている者

3 基準日において七十歳以上の者

(その他)

八 この基準に当たらない者であっても、特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権を行うことが相当であると認められるものについては、常時恩赦の対象として考慮するものとする。

(実施の時期)

九 この基準による特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権は、平成元年二月二十四日から行うものとする。

法務省令第四号

恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十五条の規定に基づき、特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成元年二月十三日

法務大臣 高 辻 正 己

特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令

第一条 基準日の前日までに刑に処せられた次に掲げる者は、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）以下「規則」という。）第六条第一項本文の規定にかかわらず、平成元年五月二十三日までは、同条の定める期間を経過する前においても、特赦の出願をすることができる。

一 大赦令（平成元年政令第二十七号）第一条に掲げる罪を犯した者で、同令第二条により赦免を得ないもの。ただし、他の罪の罪質が軽微である場合に限る。

二 大赦令第一条に掲げる罪と他の罪との併合罪につき併合して一個の刑に処せられた者で、他の罪が同条に掲げる罪に付随して犯され、その罪質が軽微であるもの

三 少年のとき犯した罪により刑に処せられ、昭和六十四年一月七日（以下「基準日」という。）の前日までにその執行を終わり又は執行の免除を得た者

四 基準日において七十歳以上の者で、有期刑に処せられ、基準日の前日までに刑期の二分の一以上その執行を受けたもの

五 有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその

猶予の期間の二分の一以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている者

六 有期刑に処せられた者（刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）のうち、社會のために貢献するところがあり、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている者

七 罰金に処せられ、その執行を猶予された者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている者

○
第二条 基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成元年五月二十三日までにそ

○
の裁判に係る罪について刑に処せられた次に掲げる者は、規則第六条第一項本文の規定にかかわらず、平成元年八月二十三日までは、同条の定める期間を経過する前においても、特赦の出願をすることができる。

一 有期刑に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）のうち、社會のために貢献するところがあり、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

二 罰金に処せられ、その執行を猶予された者又は平成元年五月二十三日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている者

第三条 基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者は、

規則第六條第一項本文の規定にかかわらず、平成元年五月二十三日までは、同条の定める期間を経過する前においても、減刑の出願をすることができ。

一 少年のとき犯した罪により有期刑に処せられ、その執行を終わっていない者又は執行の免除を得ていない者（執行猶予中の者を除く。）で次に掲げるもの

1 法定刑の短期が一年以上に当たる罪を犯した場合は、基準日の前日までに刑期の二分の一以上その執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の二分の一以上その執行を受けた者）

2 その他の場合は、基準日の前日までに刑期の三分の一以上その執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、短期の三分の一以上その執行を受けた者）

二 少年のとき犯した罪により有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の三分の一以上を経過した者

三 基準日において七十歳以上の者で、有期刑に処せられ、基準日の前日までに刑期の三分の一以上その執行を受けたもの。ただし、刑の執行を終わっていない者又は執行の免除を得ていない者（執行猶予中の者を除く。）に限る。

四 有期刑に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の三分の一以上を経過した者のうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている者

五 有期刑に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）で、その執行を終わっていないもの又は執

行の免除を得ていないものうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっているもの

○
第四条 基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成元年五月二十三日までにその裁判に係る罪について有期刑に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。））、同法以外の法律において短期一年以上の刑を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）で、その執行を終わっていないもの又は執行の免除を得ていないものうち、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっているものは、規則第六条第一項本文の規定にかかわらず、平成元年八月二十三日までは、同条の定める期間を経過する前においても、減刑の出願をすることができる。

○
第五条 基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられ、病氣その他の事由により基準日までに長期にわたりその刑の執行を停止されている者で、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められるものは、規則第六条第一項本文の規定にかかわらず、平成元年五月二十三日までは、同条の定める期間を経過する前においても、刑の執行の免除の出願をすることができる。

附 則

この省令は、平成元年二月二十四日から施行する。